

# 補 償 概 要

このたびは、弊社の保険にご加入いただきましてありがとうございます。

この補償概要は保険金支払いに関する主な場合を記載しています。詳細については約款をご確認ください。ご加入のプランによってセットされている補償（給付項目、特約をいいます。以下、同様とします。）が異なります。加入者証でご加入プランの補償内容をご確認ください。

**この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。**

ご加入プランの補償内容、保険約款は弊社ホームページ（URL：<https://www.aig.co.jp/sonpo/schkeiyaku>）でもご確認ください。なお、約款集の送付を希望される場合は、加入者証記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

住所変更や転校・転園、保険金のご請求など、各種お手続きにつきましては、「各種お手続きと保険金のご請求について」をご覧ください。

ご不明な点につきましては、加入者証記載のお問い合わせ先または弊社までお問い合わせください。

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社**

**【用語のご説明】** 補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

|   | 用 語                    | 説 明  |
|---|------------------------|--|
| あ | 医 師                    | 被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。   |
|   | ウイルス性食中毒               | ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。   |
| か | 危 険 な 運 動              | ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。   |
|   | ケ ガ                    | 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。<br>●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと<br>●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと<br>●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。 |
|   | 後 遺 障 害                | 身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。   |
| さ | 細 菌 性 食 中 毒            | サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。   |
|   | 時 価 額                  | 保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。   |
|   | 自 己 負 担 額              | 補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。  |
|   | 支 払 対 象 期 間            | 学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用支払対象期間終了日までの期間をいいます。  |
|   | 支 払 年 度                | 学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日の応当日までをいい、支払対象期間が1年を超える場合、次年度以降については、支払対象期間終了日の応当日から順次1年間ずつをいいます。   |
|   | 重 度 後 遺 障 害            | 後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの（同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの）をいいます。<br>重度後遺障害の例：両眼が失明したとき、そしゃくおよび言語の機能を廃したとき…など  |
|   | 手 術                    | 健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。<br>ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。  |
| た | 同 一 の 病 気              | 次のいずれかに該当する場合をいいます。（後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。）<br>・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合<br>・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合   |
|   | 特 定 感 染 症              | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における一類感染症、二類感染症、三類感染症をいいます。<br>2017年4月1日現在、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、結核、鳥インフルエンザ（H5N1）、腸管出血性大腸菌感染症、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスなどが該当します。   |
| は | 配 偶 者                  | 法律上の配偶者または内縁の方をいいます。   |
|   | 発 病                    | 医師の診断による発病の時をいいます。   |
|   | 被 保 険 者                | 保険の対象となる方をいいます。  |
|   | 扶 養 者                  | お子さま（被保険者）の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。   |
|   | 保 険 期 間                | 引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。   |
|   | 保 険 金                  | 補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。  |
|   | 保 険 金 額                | ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額（ご契約金額）で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。  |
|   | 保 険 年 度<br>（ 契 約 年 度 ） | ①保険期間に1年未満の端日数がない場合<br>初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。<br>②保険期間に1年未満の端日数がある場合<br>初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。  |

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

## こども総合保険

補償概要中の主な用語は【用語のご説明】をご覧ください。

### 傷害補償（国内外補償）・細菌性食中毒補償セット

#### ■保険金をお支払いする場合

##### ①死亡保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。  
※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。

##### ②後遺障害保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。  
※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

##### ③後遺障害追加支払保険金

後遺障害保険金をお支払いした場合で、ケガをした日からその日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存されている場合、後遺障害保険金としてお支払いした額にご加入の追加支払倍数を乗じた額をお支払いします。  
※セットされている場合は、追加支払倍数を乗じた保険金額を後遺障害追加支払保険金額として表示しています。表示がない場合は、お支払いの対象外となります。

##### ④入院保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

##### ⑤手術保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術(補償の対象にならない手術もあります。)を受けた場合、ご加入の入院保険金額に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし1事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。

### 熱中症危険補償（国内外補償）

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が急激かつ外来による日射または熱射が原因で身体に障害を被った場合、死亡保険金、後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。

### 特定感染症（国内外補償）・葬祭費用セット

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が、保険期間中に特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)  
また、発病の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合に、保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用を、300万円を限度にお支払いします。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が、保険期間中に特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ医師の治療を受けた場合に、事故の日からその日を含めて365日以内に実際に負担された次の費用をお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の傷害医療費用保険金額を限度とし、公的医療保険制度や労働者災害補償制度から給付を受けられる金額や、第三者から損害賠償を受けた金額などを差し引いた額をお支払いします。

①治療のために病院・診療所に支払った費用(公的医療保険制度における一部負担

### 入院一時金（国内外補償）・細菌性食中毒補償セット

#### ■保険金をお支払いする場合

【傷害補償】の入院保険金が支払われる場合で、かつ1日を超える入院のときにご加入の入院一時金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき1回のお支払いとします。

### 被害事故補償（国内外補償）

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級～第4級)が生じた場合、次の損害額を約款に定める算定基準によって算出してお支払いします。ただし1回の事故につきご加入の被害事故補償保険金額を限度とし、賠償義務者からの損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者給付金)等は損害額から差し引きます。  
・死亡の場合、葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用・その他の損害  
・後遺障害の場合、逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用・その他の損害  
※臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害

### ストーカー行為等被害費用補償（国内のみ補償）

#### ■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者が、つきまとい等の行為またはストーカー行為を受けたことを原因として危険または不安等を覚え、警察または検察庁にストーカー行為等の規制等に関する法律に基づいて警告・援助の申し出または告訴を行い受理された場合に、受理された日からその日を含めて90日前より受理された日からその日を含めて1年を経過した日までの期間中に、被保険者またはその親族が被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した必要かつ有益な次の費用をお支払いします。ただし保険期間を通じて(長期契約の場合は各契約年度ごと)にご加入のストーカー行為等被害費用保険金額を限度とします。

①ストーカー行為等を証明する事を目的としたカメラ、ビデオカメラ、テープレコーダー等の費用  
②迷惑電話を避けるための多機能電話設置等の費用  
③緊急時のための各種防犯機器の費用  
④ストーカー行為等への対応について弁護士に相談した費用

#### ⑥通院保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。)をされ、医師による治療のため通院(往診を含みます。)された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金額をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。  
被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したものとみなします。(ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギブス・ギブスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。)

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の①～⑩⑫⑬の事由によって生じたケガまたは⑪の場合

- ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
  - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
  - ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
  - ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産
  - ⑥被保険者に対する外科手術等の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。)
  - ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑧戦争、暴動等
  - ⑨核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
  - ⑩放射線照射、放射能汚染
  - ⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
  - ⑫被保険者が危険な運動中に生じた事故
  - ⑬被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故
- ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。

…など

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

【傷害補償】の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑬と同じ

…など

- ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
  - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④戦争、暴動等
  - ⑤核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
  - ⑥保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合)
- …など

べき者の故意または重大な過失

- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ④戦争、暴動等
  - ⑤核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
  - ⑥保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合)
- …など

金、医師の指示に基づく差額ベッド代等)

- ②入院、転院、退院のための被保険者の移送費・交通費
- ③医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した薬剤・治療材料・医療器具の費用等

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

【傷害補償】の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑬と同じ

※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。

…など

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

【傷害補償】の「保険金をお支払いできない主な場合」の①～⑬と同じ

※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。

…など

#### ①被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為

- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ③戦争、暴動等
  - ④核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
  - ⑤被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失
  - ⑥被保険者または保険金を受け取るべき者による被害事故を教唆または補助する行為、および容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等被害事故を誘発する行為、被害事故に関連する著しく不正な行為
  - ⑦被保険者、被保険者の配偶者、被保険者または配偶者と生計を共にする同居の親族もしくは別居の未婚の子が被害事故を発生させた場合
- …など

⑤その他引受保険会社が認めたストーカー行為等から被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した必要かつ有益な費用

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
  - ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ③被保険者の心神喪失
  - ④被保険者または保険金を受け取るべき者によるストーカー行為等を教唆または補助する行為、容認する行為、過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等ストーカー行為等を誘発する行為
  - ⑤初年度契約の場合に、保険期間の開始日より前に発生または警察・検察庁へ申し出・告訴したストーカー行為を原因とする費用
- …など

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

## 救護者費用等補償（入院条件3日型）（国内外補償）・細菌性食中毒補償セット

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が次のイ、～ハのいずれかに該当した場合に、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が（第三者からの賠償金を超えて）負担した①～⑤の社会通念上妥当な費用をお支払いします。ただし保険期間を通じて（長期契約の場合は各契約年度ごと）にご加入の救護者費用等保険金額を限度とします。

- イ.搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合
- ロ.急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等により確認された場合
- ハ.被保険者の居住の用に供される住宅外でのケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を含みます。）のため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合

- ①捜索救助費用
- ②現地への交通費（1往復分かつ救護者（☆）2名分まで）
- ③現地および現地までの宿泊費（救護者（☆）2名分までかつ1名につき14日分限度）
- ④現地からの移送費用
- ⑤現地での交通費、電話代等の諸雑費（20万円限度、ただし国内事故では3万円限度）

☆「救護者」とは、被保険者の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために、現地へ赴く被保険者の親族または親族の代理人をいいます。

## こども捜索費用補償（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

親権者またはその配偶者と同居し扶養されている小学生以下の被保険者が保険期間中に行方不明となり、警察に所定の「捜索願」が受理された場合に、「捜索願」提出後180日以内に保険契約者、親権者または被保険者の親族が負担した捜索に関わる次の費用をお支払いします。ただし被保険者のために要求された身代金またはその他にこれに準ずる財務をお含みします。

- ①ポスター・ビラ等の作成、新聞広告に関する費用
- ②探偵事務所等に依頼した場合の費用、100万円限度
- ③諸雑費（謝礼を除きます。）、50万円限度

## 育英費用補償（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害の状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、ご加入の育英費用保険金額の全額を被保険者にお支払いします。

- ※同一の補償を提供する他の保険契約等がある場合、そのうち最も高額となる支払責任額を超えて、保険金を受け取られることはありません。
- ※「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。
- ・育英費用保険金をお支払いしたとき。
- ・被保険者が独立して生計を営むようになったとき。

## 学業費用補償（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害の状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。

- ①学資費用保険金  
・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等
- ※支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。
- ②進学費用保険金  
・被保険者が進学する学校に納付する上記学資費用以外の費用（入学金、納付が義務

## 学業費用補償・進学費用対象外（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

扶養者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害の状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。

- ・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等
- ※支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。

## 疾病による学業費用補償（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

扶養者が保険期間中に発病した病気で死亡したことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。

- ①学資費用保険金  
・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等
- ※支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。
- ②進学費用保険金  
・被保険者が進学する学校に納付する上記学資費用以外の費用（入学金、納付が義務付かれている寄付金等）

※支払対象期間を通じてご加入の進学費用保険金額を限度とします。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な

## 疾病による学業費用補償・進学費用対象外（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

扶養者が保険期間中に発病した病気で死亡したことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。

- ・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等
- ※支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気
- ②次のいずれかによって発病した病気

- ・扶養者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為

## 生活用財産補償（国内のみ補償）

### ■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者が所有する生活用財産に、盗難（置き忘れまたは紛失の後の盗難を除きます。）、破損・火災等の偶然な事故による損害が生じた場合、被書物の時価額を基準に算定した損害額（修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額）から自己負担額（盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円）を差し引いた額をお支払いします。ただし保険期間を通じて（長期契約の場合は各契約年度ごと）にご加入の生活用財産保険金額を限度とします。

- ※次のものは保険の対象となりません。
- クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物、船舶（ヨット、モーターボートを含みます。）、自動車、オートバイ、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン等

### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害

- ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の①～⑩の事由によって生じた費用または「保険金をお支払いする場合」ロ.に該当した場合で、被保険者の生死が判明した後、または被保険者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救護者にかかる費用

- ①保険契約者、被保険者、被保険者の親権者もしくは後見人または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
- ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産
- ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑦戦争、暴動等
- ⑧核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑨被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑩被保険者が危険な運動中に生じた事故
- ⑪被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中（練習中を含みます。）に生じた事故

なお、①～③合計で、保険期間を通じて300万円を限度とします。

※被保険者が行方不明となった時が、満12才に達する日の属する学年の末日までである場合に限り、

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、親権者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた費用
- ②行方不明となった時、被保険者が親権者またはその配偶者と同居していない場合や親権者に扶養されていない場合

### ■被保険者が扶養されなくなったとき。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- 次の①②の事由によって生じたケガまたは③の場合
- ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
  - ②「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の②～⑩と同じ（ただし「被保険者」を「扶養者」と読み替えて適用します。）
  - ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。
  - ③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合

付けられている寄付金等)

※支払対象期間を通じてご加入の進学費用保険金額を限度とします。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- 次の①②の事由によって生じたケガまたは③の場合
- ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
  - ②「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の②～⑩と同じ（ただし「被保険者」を「扶養者」と読み替えて適用します。）
  - ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。
  - ③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- 次の①②の事由によって生じたケガまたは③の場合
- ①保険契約者、被保険者、扶養者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
  - ②「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」の②～⑩と同じ（ただし「被保険者」を「扶養者」と読み替えて適用します。）
  - ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。
  - ③扶養者が死亡または重度後遺障害の状態となったときに、被保険者を扶養していない場合

過失による病気

- ②次のいずれかによって発病した病気
- ・扶養者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ・扶養者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
  - ・扶養者の妊娠、出産、早産、流産
  - ・核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
  - ・戦争、暴動等
  - ・放射線照射、放射能汚染
  - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発病した病気
  - ④扶養者が死亡したときに、被保険者を扶養していない場合
- ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は③を除きます。 … など

・扶養者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故

- ・扶養者の妊娠、出産、早産、流産
  - ・核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
  - ・戦争、暴動等
  - ・放射線照射、放射能汚染
  - ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって発病した病気
  - ④扶養者が死亡したときに、被保険者を扶養していない場合
- ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は③を除きます。 … など

②被保険者と同居する親族の故意（保険金取得目的の場合に限り、）

- ③財産の欠陥、自然の消耗、かび、さび、変色等
- ④差し押え等の公権力の行使
- ⑤修理、調整作業上のミス等
- ⑥偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故
- ⑦詐欺、横領
- ⑧置き忘れまたは紛失（これらの後の盗難を含みます。）
- ⑨台風、暴風、洪水、豪雨等の風水災
- ⑩擦傷・掻傷・塗料のはがれ等単なる外観上の損傷
- ⑪戦争・暴動等
- ⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑬核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

## 学校管理下動産補償（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、学校の管理下（学校の授業中、在校中、教育活動行事への参加中、登下校中）（☆）での盗難（置き忘れまたは紛失の後の盗難を除きます。）・破損・火災等の偶然な事故による損害が生じた場合、被害物の時価額を基準に算定した損害額（修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額）から自己負担額を差し引いた額をお支払いします。ただし保険期間を通じて（長期契約の場合は各契約年度ごと）にご加入の学校管理下動産保険金額を限度とします。

※1個、1組または1対についてはご加入の保険金額または10万円のいずれか低い金額を限度とし、乗車券等または通貨等については合算して5万円を限度とします。  
※次のものは保険の対象となりません。  
自転車、定期券、電子マネー、商品券等の金券、回数券、クレジットカード、旅券、免許証、設計書、自動車、バイク、原動機付自転車、危険な運動中のその用具、義歯、義肢、動植物…等  
☆学童保育は、補償の対象となります。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害

## 携行品損害補償（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、盗難（置き忘れまたは紛失の後の盗難を除きます。）・破損・火災等の偶然な事故による損害が生じた場合、被害物の時価額を基準に算定した損害額（修理できる場合は修理費または時価額のいずれか低い金額）から自己負担額（3,000円）を差し引いた額をお支払いします。ただし保険期間を通じて（長期契約の場合は各契約年度ごと）にご加入の携行品損害保険金額を限度とします。

※1個、1組または1対については10万円を限度とし、乗車券等または通貨等については合算して5万円を限度とします。  
※次のものは保険の対象となりません。  
クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、データなどの無体物、船舶（ヨット、モーターボートなどを含みます。）、自動車、自転車、オートバイ、ハンングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品…等  
■保険金をお支払いできない主な場合  
次の事由によって生じた損害

## 個人賠償責任補償（国内外補償）・個人賠償責任補償条項の一部変更・受託品賠償責任補償・賠償事故の解決に関する特約セット

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者（☆）が、本人（加入者証記載の被保険者をいいます。）の居住のための住宅および同一敷地内の動産の所有・使用・管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物（情報機器等に記録された情報を含みます。）を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。受託品（被保険者（☆）が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。）については、本人の住宅に保管されている間、または日常生活上の必要に応じて一時的にその住宅外で被保険者により管理されている間の事故により生じた損壊等に限ります。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額をお支払いの限度とし、情報機器等に記録された情報の滅失等にかかる損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額を限度とします。

※学校の管理下における活動中、クラブ活動などでのスポーツ中に、学校・クラブ・スポーツなどにおいて定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、通常、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。  
※次のものは受託品の対象となりません。  
通貨、商品券等の金券、貴金属、自動車、バイク、原動機付自転車、本人が危険な運動を行っている間のその運動のための用具、動植物、建物、設計書、美術品…等  
※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。  
※受託品にかかる損害賠償責任を除き、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士への選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。（「賠償事故の解決に関する特約」セット）  
☆「被保険者」の範囲は、次のとおりとなります。

- ① 本人
- ② 本人の親権者

## 研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償（国内のみ補償）

### ■保険金をお支払いする場合

日本国内において加入者証記載の被保険者（以下、本人）が、研修・奉仕活動中（☆）に使用または管理する目的で受託した財物（研修・奉仕活動中に行う作業の対象物または仕事の目的物を含みます。）を、研修・奉仕活動中の偶然な事故により損壊または紛失もしくは盗取されたことにより、本人および本人の親権者・その他の法定の監督義務者（法定の監督義務者については、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。）が法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の研修・奉仕活動中受託物賠償責任保険金額を限度として、賠償金額から自己負担額5,000円を差し引いた額をお支払いします。

※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。  
※次のものは保険の対象となりません。  
通貨、商品券等の金券、貴金属、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、危険な運動中のその用具、動植物、建物、設計書、美術品、コンピュータ用ソフトウェアおよびデータ、ウィンドサーフィン、サーフボード、…等  
☆研修・奉仕活動とは、日本国内において行うインターンシップ（資格・免許の条件となるものを除きます。）、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動をいいます。ただ

## 借家人賠償責任補償（国内のみ補償）・賠償事故の解決に関する特約セット

### ■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者が借入または使用する被保険者住所の借入戸室を被保険者の責任による事故により損壊し、借入戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、貸主に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の借家人賠償責任保険金額をお支払いの限度とします。

※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。  
※折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士への選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。（「賠償事故の解決に関する特約」セット）  
■保険金をお支払いできない主な場合  
次の事由によって生じた損害

## 病気死亡見舞金（葬祭費用補償・傷害補償対象外）（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間の開始後（葬祭費用を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始後をいいます。）に発病した病気のため、保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、その葬儀等を行った際に保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。ただしご加入の葬祭費用保険金額を限度とします。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した病気  
①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

- ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意（保険金取得目的の場合に限ります。）
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ④ 被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、暴動等
- ⑦ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑧ 差し押え等の公権力の行使
- ⑨ 動産の変質、変色、欠陥または自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い、虫食い、擦傷・掻傷・塗料のはがれ等単なる外観上の損傷、液体の流出
- ⑩ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故
- ⑪ 置き忘れまたは紛失（これらの後の盗難を含みます。）

…など

- ① 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者と生計を共にする親族の故意（保険金取得目的の場合に限ります。）
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ④ 被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、暴動等
- ⑦ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑧ 差し押え等の公権力の行使
- ⑨ 動産の変質、変色、欠陥または自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い、虫食い、擦傷・掻傷・塗料のはがれ等単なる外観上の損傷、液体の流出
- ⑩ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故
- ⑪ 置き忘れまたは紛失（これらの後の盗難を含みます。）

…など

- ③ 本人の配偶者
  - ④ ①から③までの同居の親族
  - ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
  - ⑥ ②から⑤までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。
- 保険金をお支払いできない主な場合  
次の事由によって生じた損害
- ① 保険契約者または被保険者の故意
  - ② 職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任）
  - ③ 職務（アルバイトおよびインターンシップを除きます。）の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任
  - ④ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
  - ⑤ 自動車、バイク、原動機付自転車、船舶等の所有・使用・管理に起因する賠償責任
  - ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
  - ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

…など

<受託品にかかわる保険金をお支払いできない主な場合>

- ① 被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
- ② 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- ③ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故
- ④ 自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等
- ⑤ 屋根、扉、窓等から入る雨、雪またはひょうによる損壊
- ⑥ 受託品が持ち主等に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する賠償責任

…など

しボランティア活動は、社会奉仕を目的としている団体、町内会、青年団、学校、PTA、子ども会その他の団体に参加して行う活動またはこれらの団体を通じて行う活動に限ります。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 受託品に生じた自然発火または自然爆発
- ⑤ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故
- ⑥ 自然の消耗、劣化、変色、変質、さび、かび、ねずみ食い、虫食い等
- ⑦ 屋根、扉、窓等から入る雨、雪またはひょう
- ⑧ 設備、機械類の修理、分解、改造、変形、加工等
- ⑨ 職務の用に供される動産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ⑩ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑪ 自動車、バイク、原動機付自転車、船舶等の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ⑫ 受託品が持ち主等に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ⑬ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任

…など

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ③ 自動車、バイク、原動機付自転車等の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ④ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 職務遂行に直接起因する賠償責任
- ⑦ 被保険者が借入戸室を貸主に引き渡した後に発見された借入戸室の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 被保険者と借入戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

…など

- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
  - ③ 被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転中の事故
  - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑤ 戦争、暴動等
  - ⑥ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
  - ⑦ 放射線照射、放射能汚染
- ※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は④を除きます。

…など

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

## 疾病入院医療保険金（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、入院1日につきご加入の疾病入院医療保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院(注)に対しては60日を限度とします。

※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に開始した入院については、保険期間の開始(☆)後に発病した病気による入院とみなします。

☆「保険期間の開始」は、疾病入院医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。

(注)同一の疾病の治療を目的として退院日からその日を含めて180日以内に開始した入院については、1回の入院とみなします。

## 疾病手術医療保険金（国内外補償）（公的医療保険準拠型）

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、保険期間中に手術(★)を受けた場合、ご加入の疾病手術医療保険金額(疾病入院医療保険金日額と同額になります。)に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍、入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の高い手術1回についてお支払いします。また、保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、お支払いできません。

※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に受けた手術については、保険期間の開始(☆)後に発病した病気による手術とみなします。

☆「保険期間の開始」は、疾病手術医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。

★「手術」は、健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術・放

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
- ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気
- ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気
- ⑤戦争、暴動等による病気
- ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気
- ⑦放射線照射または放射能汚染による病気
- ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。)

射線治療、および先進医療に該当する手術・放射線治療をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術、異物除去(外耳、鼻腔内)、鼻焼灼術、魚の目手術など、補償の対象にならない手術があります。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
- ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナー等の使用による病気
- ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気
- ⑤戦争、暴動等による病気
- ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気
- ⑦放射線照射または放射能汚染による病気
- ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険等の療養の給付等の支払対象の場合を除きます。)

## 疾病入院療養一時金（国内外補償）

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間の開始(☆)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(☆)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、継続して60日以上入院が必要である保険期間中に医師に診断された場合、ご加入の疾病入院療養一時金をお支払いします。ただし同一の病気に対しては保険期間(★)を通じて1回に限ります。

※保険期間の開始(☆)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(☆)から1年経過後に診断された病気については、保険期間の開始(☆)後に発病したものとみなします。

☆「保険期間の開始」は、疾病入院療養一時金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。

★この保険契約が継続契約の場合には、継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

## グループ傷害保険補償概要

補償概要中の主な用語は【用語のご説明】をご覧ください。

## 傷害（1）死亡保険金（2）後遺障害保険金（国内外補償）

### 【重度後遺障害保険金の追加支払対象外特約・後遺障害保険金の支払条件変更に関する特約（後遺障害等級表型）・フルタイム補償特約セット】

### ■保険金をお支払いする場合

#### （1）死亡保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いてお支払いします。

#### （2）後遺障害保険金

被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(注)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(注)有毒ガス・有毒物質による急性中毒および就業中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も対象となります。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の①～⑩⑫⑬の事由によって生じたケガまたは⑪の場合

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転による事故
- ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産
- ⑥被保険者に対する外科手術などの医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。)
- ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧戦争、暴動など
- ⑨核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑩⑨以外の放射線照射、放射能汚染
- ⑪被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑫被保険者が危険な運動中に生じた事故
- ⑬被保険者が道路以外の場所で自動車、バイク、原動機付自転車などによる競技・競争・興行中(練習中を含みます。)に生じた事故

## 病気死亡見舞金（葬祭費用補償）（国内外補償）【傷害補償対象外特約（葬祭費用補償特約用）セット】

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間の開始後(葬祭費用を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始後をいいます。)に発病した病気のため、保険期間中または発病の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、その葬儀などを行った際に保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。ただし、ご加入の葬祭費用保険金額を限度とします。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した病気

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などの影響下の運転による事故
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤戦争、暴動など
- ⑥核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑦⑥以外の放射線照射、放射能汚染

## 疾病入院医療保険金(国内外補償)

### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間の開始(注1)後に発病した病気(先天性異常については、保険期間の開始(注1)後に初めて医師の診断により発見された場合をいいます。)の治療のため、保険期間中に開始した入院が1日を超えて継続した場合、入院1日につきご加入の疾病入院医療保険金日額をお支払いします。ただし1回の入院(注2)に対しては60日を限度とします。

※保険期間の開始(注1)前に発病していた病気であっても、保険期間の開始(注1)から2年を経過した日の翌日以降に開始した入院については、保険期間の開始(注1)後に発病した病気による入院とみなします。

(注1)「保険期間の開始」は、疾病入院医療保険金を補償する継続契約の場合には、継続されてきた最初の保険期間の開始をいいます。

(注2)同一の疾病の治療を目的として退院日からその日を含めて180日以内に開始した入院については、1回の入院とみなします。

### ■保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気
- ③被保険者の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用による病気
- ④被保険者のアルコール依存、薬物依存もしくは薬物乱用またはこれらによる病気
- ⑤戦争、暴動などによる病気
- ⑥核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性その他の有害な特性による病気、これらの特性による事故による病気
- ⑦⑥以外の放射線照射または放射能汚染による病気
- ⑧むちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑨被保険者の妊娠または出産(健康保険などの療養の給付などの支払対象となる場合を除きます。)

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

## 自転車総合保険（個人型）

補償概要中の主な用語は【用語のご説明】をご覧ください。

### 個人賠償責任補償（国内のみ補償）

#### ■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者（☆）が、自転車の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額をお支払いの限度とします。

※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。

※同一の損害を補償する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われる場合でも、受け取られる金額が実際の損害額を超えることはありません。

☆「被保険者」の範囲は、次のとおりとなります。

- ① 本人（加入者証記載の被保険者）
- ② 本人の親権者
- ③ 本人の配偶者
- ④ ①から③までの同居の親族

### 傷害補償（国内のみ補償）・被保険者1名限定特約セット

#### ■保険金をお支払いする場合

①**死亡保険金** 日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。

※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。

②**後遺障害保険金** 日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③**入院保険金** 日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院した日数についてご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

### 通院保険金（国内のみ補償）・被保険者1名限定特約セット

#### ■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者が、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、医師による治療のため通院（往診を含みます。）された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊

- ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
- ⑥ ②から⑤までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任）
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑥ 戦争、暴動等
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性

…など

な外来の事故によるケガ、または運行中の他の自転車との衝突・接触によりケガをされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の①～④⑥⑦の事由によって生じたケガまたは⑤の場合

- ① 被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、暴動等
- ⑤ 被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ⑥ 被保険者が道路以外の場所での自転車による競技・興行中（練習中を含みます。）に生じた事故
- ⑦ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故

…など

柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、その日数について通院したもののみとみなします。（ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。）

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

「傷害補償」の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ

## 普通傷害保険

補償概要中の主な用語は【用語のご説明】をご覧ください。

### 傷害補償（国内外補償）

#### ■保険金をお支払いする場合

①**死亡保険金** 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、ご加入の死亡保険金額の全額をお支払いします。

※同一保険年度に生じた事故によるケガに対してすでに後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を死亡保険金額から差し引いてお支払いします。

②**後遺障害保険金** 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じてご加入の後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③**入院保険金** 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。）をされ、医師による治療のため入院された場合、入院日数1日につきご加入の入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

④**手術保険金** 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術（補償の対象にならない手術もあります。）を受けた場合、ご加入の入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術：10倍・入院を伴わない手術：5倍）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故について1回の手術に限り、2以上の手術を受けた場合はそのうち高い方の倍率を乗じた額をお支払いします。

⑤**通院保険金** 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ（細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を除きます。）をされ、医師による治療のため通院（往診を含みます。）された場合、通院日数1日につきご加入の通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。

※お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

### 個人賠償責任補償（国内外補償）

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者（☆）が、本人（加入者証記載の被保険者をいいます。）の居住のための住宅および同一敷地内の動産の所有・使用・管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に対する損害賠償金、訴訟費用等をお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につきご加入の個人賠償責任保険金額をお支払いの限度とします。

※学校の管理下における活動中、クラブ活動などでのスポーツ中に、学校・クラブ・スポーツなどにおいて定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、通常、被保険者に法律上の賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。

※賠償金額の決定にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停等の法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。

☆「被保険者」の範囲は、次のとおりとなります。

- ① 本人
- ② 本人の親権者

### 特定感染症補償（国内外補償）・葬祭費用セット

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が、保険期間中に特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。（各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。）

また、発病の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合に、保険契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用を、300万円を限度にお支払いします。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

### 特定感染症補償（国内外補償）

#### ■保険金をお支払いする場合

被保険者が、保険期間中に特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットされている保険金をお支払いします。（各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。）

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失

事故の日からその日を含めて180日以内に通院した日数のうち90日を限度とします。被保険者が通院しない場合でも、骨折・脱臼・じん帯損傷などのケガを被った長管骨・脊柱などの所定の部位を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着したときは、装着した日数について通院したもののみとみなします。（ただし、手指や足指の骨折で「指」のみを固定するために、ギプス・ギプスシーネなどの固定具を常時装着した場合は除きます。）

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の①～⑩⑫⑬の事由によって生じたケガまたは⑪の場合

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③ 被保険者の自動車、バイク、原動機付自転車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響下の運転による事故
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産、流産
- ⑥ 被保険者に対する外科手術等の医療処置（保険金をお支払いするケガの治療を除きます。）
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑧ 戦争、暴動等
- ⑨ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑩ 放射線照射、放射能汚染
- ⑪ 被保険者のむちうち症、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの
- ⑫ 被保険者が危険な運動中に生じた事故
- ⑬ 被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク、原動機付自転車等による競技・競争・興行中（練習中を含みます。）に生じた事故

※地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は⑦を除きます。 …など

- ③ 本人の配偶者
- ④ ①から③までの同居の親族
- ⑤ ①から③までの別居の未婚の子
- ⑥ ②から⑤までのいずれにも該当しない法定の監督義務者。ただし、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。

#### ■保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損害

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する賠償責任（仕事上の賠償責任）
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑤ 自動車、バイク、原動機付自転車、船舶等の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ⑦ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

…など

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、暴動等
- ⑤ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑥ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（初年度契約の場合）

…など

- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 戦争、暴動等
- ⑤ 核燃料物質または核燃料物質により汚染された物の放射性その他の有害な特性、これらの特性による事故
- ⑥ 保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（初年度契約の場合）

…など